

A.T.カーニー株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 12 月 31 日

2. 目標と取組内容

目標 1 : (労働時間の状況に係る数値目標)

計画期間最終年度において、フルタイム労働者のうち 25 歳～39 歳の労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間数の平均を 45 時間未満とする。

〈取組〉

- 令和 8 年 10 月～ 時間外・休日労働時間の状況を把握する。

目標 2 : (育児休業等の取得状況に係る数値目標)

男性労働者の育児休業等取得率を 30 パーセント以上に維持する。

〈取組〉

- 令和 8 年 10 月～ 両立支援に関する制度について、全労働者へ周知する。